

障害者に対する不適切対応に関する学生の意識について

On the consciousness of students about the mistreatment to people with disabilities.

高 橋 努
(こども学科 専任講師)

要旨 「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称：障害者虐待防止法）」は平成24年10月に施行され、虐待の通報件数は年を追うごとに増加してきている。このような状況のなか、保育士養成校で実施される保育実習において児童福祉施設等での実習に参加する学生の障害児・者に対する虐待や人権に関する意識をどのように理解させるか苦慮しているところである。そこで本研究では、学生の障害児・者に対する虐待（不適切な処遇）に対し認識の低い項目があることが明らかになった。

【キーワード：障害者虐待 不適切な処遇 学生の意識】

I. はじめに

1. 障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法は、平成23年6月「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称：障害者虐待防止法）（以下、障害者虐待防止法とする）（議員立法）」として成立し、平成24年10月1日に施行された新しい法律である。その目的は、障害者虐待防止法の第1条に「この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」とされている。

2 障害者の定義について

障害者の定義について障害者虐待防止法では、「障害者基本法第2条第1号に規定する障害者」すなわち、「身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、障害者手帳を取得していない場合も含まれていることが留意点として挙げられている²。

3 障害者虐待の定義について

障害者虐待防止法第2条第2項「この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう」となっている³。

障害者虐待の類型について大別すると、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待となっており、詳細は、養護者や施設従事者等及び使用者によって表1のとおりとなっている。

【表1】障害者虐待の類型（虐待者別の一覧）

	養護者によるもの	施設従事者等によるもの	使用者によるもの
①身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること		
②性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること		
③心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は <u>不当な差別的言動</u> その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は <u>不当な差別的言動</u> その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
④放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、 <u>養護者以外の同居人による</u> ①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>他の労働者による</u> ①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと
⑤経済的虐待	<u>養護者又は障害者の親族が</u> 当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

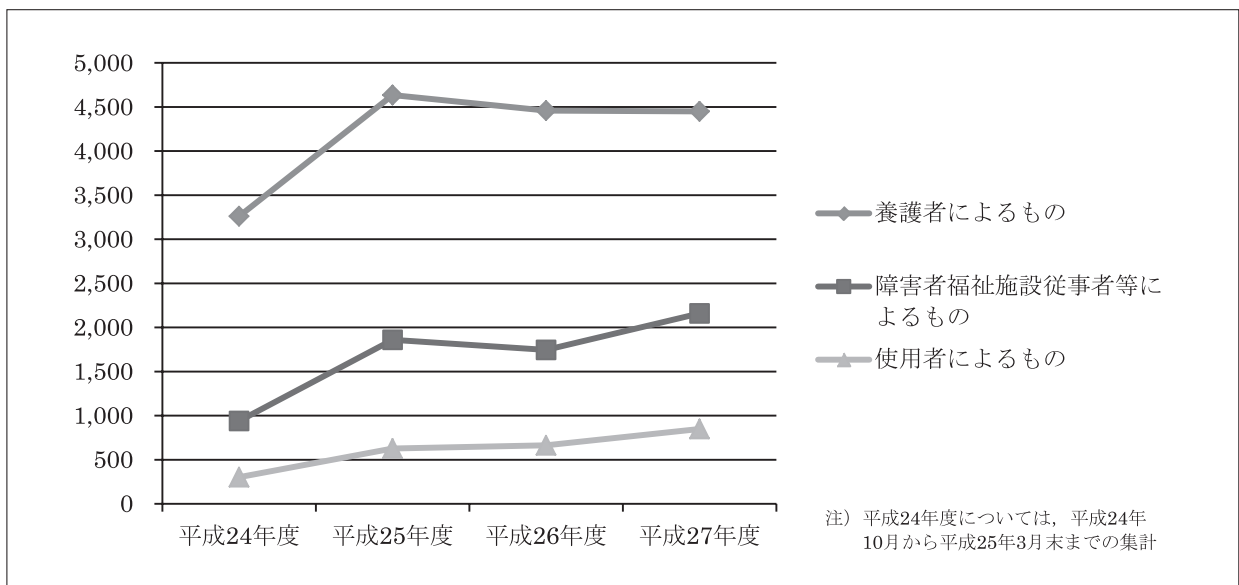
注）厚生労働省 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成28年4月） 2016 P8-9 を基に筆者が作成

4 障害者虐待の現状

障害者虐待防止法が施行された平成24年10月

1日以降における障害者虐待に関する相談・通報件数については、図1のとおりである。

【図1】障害者虐待についての相談・通報件数の推移



注）厚生労働省による平成25年度から平成28年度に出されている『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果報告書の統計資料を基に筆者が作成

平成24年度から統計を取り始めたものであるが、相談・通報件数に大幅な増減は見受けられないが、障害者福祉施設従事者等及び使用者による虐待についての件数が増えていることがわかる。

障害者虐待防止法は、施行されて間もない法律ではあるが、本学の学生は、将来、保育士ならびに幼稚園教諭を目指しており、障害児・者との関わりを、実習をはじめ様々な場面で経験することとなることを考えると、障害者に対する虐待の認識をきちんと理解していることが必要である。

II. 方法

調査対象：本学の平成28年度 1年生 135名

調査期間：平成28年10月

調査方法：保育実習指導Ⅰ（施設）の授業内で、自己記入式質問紙調査を実施。調査票については表2のとおり、「障害者虐待～その理解と防止のために～」宗澤忠雄編著の⑦障害者虐待防止チェックリスト（支援者共通シート）を使用した⁴。また、倫理的配慮として、この調査にて個人が特定されないよう配慮することを口頭にて伝えた。

【表2】 チェックリスト

障害者虐待防止チェックリスト						
【記入方法】 右欄の1～5の該当番号の中からお気持ちに近いものを選んで○印をつけてください。		1. 不適切だと思う 2. やや不適切だと思う 3. どちらともいえない 4. あまり不適切だと思わない 5. 不適切だと思わない				
①支援者共通シート						
1	場面や利用者によって、つい感情的な対応になってしまうことは仕方ない	1	2	3	4	5
2	排泄・入浴介護やオムツ交換のときに言うことをきかないからと、お尻や太腿をつねる	1	2	3	4	5
3	ベッドから落ちないようにと支援者の判断で長時間縛る	1	2	3	4	5
4	言葉のやり取りでどうしてもわかってもらえないことがあるなら、体で覚えてもらうように力づくの対応をしてもよい	1	2	3	4	5
5	危険だからと事業者の判断でいつでも出入り口の鍵をかける	1	2	3	4	5
6	事業者報酬の減少を理由に帰宅・帰省の機会を減らす	1	2	3	4	5
7	携帯電話の使用を原則自由としていない	1	2	3	4	5
8	支援者と利用者の間に厚い信頼関係があれば、多少の体罰があっても問題にはならない	1	2	3	4	5
9	利用者からの要求や苦情を「対応しきれない」と言って取り上げない	1	2	3	4	5
10	介護等の支援をしながら「面倒だな」と言う	1	2	3	4	5
11	緊急時のコールを「まただ」と言って無視する	1	2	3	4	5
12	利用者の他の利用者への他害行為があっても「集団生活の場だから仕方ない」と考える	1	2	3	4	5
13	歯科治療の要求に対して次の決められた診察日まで待つように言う	1	2	3	4	5
14	利用者から要求があっても「今忙しいから」とあとまわしにしておく	1	2	3	4	5
15	利用者から「朝食にポテトチップスやシュークリームを食べたい」という要望を受けたら、その通りにすることが利用者主体の原則である	1	2	3	4	5
16	利用者に性的いたづらをする	1	2	3	4	5
17	職員やボランティアに恋愛感情を表現すると「いやーね」と言う	1	2	3	4	5
18	利用者が性的な表現や行動をとることをひたすら禁止する	1	2	3	4	5
19	障害のある人の利用する施設や職場で恋愛を禁止しても差し支えない	1	2	3	4	5
20	大勢の人の前で排泄や入浴の介助を行う	1	2	3	4	5
21	利用者によって露骨に態度を変える	1	2	3	4	5
22	「仕事ができないなら不満や要求を言うな」と言う	1	2	3	4	5
23	行事やクラブ活動への参加を強制する	1	2	3	4	5
24	事故防止のために、事業者の判断で監視カメラを設置する	1	2	3	4	5
25	利用者が楽しみにしている行事や買物について、「作業やに日課にきっちり取り組まないなら連れて行かないよ」と言う	1	2	3	4	5
26	発達検査結果で3歳代の知的障害のある成年には「ちゃん」づけで呼んでも構わない	1	2	3	4	5
27	「あなたの親や家族はどうなっているの」と他人のいる前で嫌味を言う	1	2	3	4	5
28	小額のお金なら管理ができる障害者にもそれをさせない	1	2	3	4	5
29	障害者名義の預貯金・収入・不動産等を、代理人の了解だけで処分する	1	2	3	4	5
30	障害者名義の預貯金・収入・不動産等を、本人への断りなしに処分する	1	2	3	4	5
総 括 欄（該当する各番号の個数）						
学籍番号 _____ 氏名 _____						

注）宗澤忠雄 他 障害者虐待防止 - その理解と防止のために - 中央法規出版 2012 P277を基に筆者が編集

チェックリストの構成内容：

設問1から設問8は「身体的虐待・身体拘束・行動の制限」

設問9から設問15は「ネグレクト」

設問16から設問19は「性的虐待」

設問20から設問27は「心理的虐待」

設問28から設問30は「経済的虐待」

以上のように分類されている。

設問の回答は、

1. 「不適切だと思う」
2. 「やや不適切だと思う」
3. 「どちらともいえない」
4. 「あまり不適切だと思わない」
5. 「不適切だと思わない」

の5段階で評価を依頼した。

このチェックシートは、障害者支援施設の支援者共通シートであり、設問の全てが虐待にあたる項目であるが、調査の段階では設問に対する学生の意識を知ることが目的のため学生には公表せず、調査終了時に振り返りとして説明を行っている。

Ⅲ. 結果

アンケートは、保育実習指導Ⅰ（施設）の授業内で実施した。対象学生のうち、欠席学生11名を除いた124名から回答を得た。ただし、割合については、小数第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%にならない場合がある。

1 全体集計について

アンケートの全体集計は、表3のとおりとなった。

今回のアンケート調査では、「不適切である」すなわち「虐待である」と全員が認識している設問はなかった。

【表3】アンケート調査の全体集計

	質問内容／選択肢	1 不適切だと思う 2 やや不適切だと思う 3 どちらともいえない 4 あまり不適切だと思わない 5 不適切だと思わない											
		1	2	3	4	5	無回答	1	2	3	4	5	無回答
1	場面や利用者によって、つい感情的な対応になってしまふことは仕方ない	63	40	14	5	2	0	50.8%	32.3%	11.3%	4.0%	1.6%	0.0%
2	排泄・入浴介護やオムツ交換のときに言うことをきかないからと、お尻や太腿をつねる	120	1	2	1	0	0	96.8%	0.8%	1.6%	0.8%	0.0%	0.0%
3	ベッドから落ちないようにと支援者の判断で長時間縛る	102	15	6	1	0	0	82.3%	12.1%	4.8%	0.8%	0.0%	0.0%
4	言葉のやり取りでどうしてもわかってもらえないことがあるなら、体で覚えてもらうように力づくの対応をしてもよい	85	26	9	3	1	0	68.5%	21.0%	7.3%	2.4%	0.8%	0.0%
5	危険だからと事業者の判断でいつでも出入りの鍵をかける	24	43	26	21	10	0	19.4%	34.7%	21.0%	16.9%	8.1%	0.0%
6	事業者報酬の減少を理由に帰宅・帰省の機会を減らす	81	24	15	0	3	1	65.3%	19.4%	12.1%	0.0%	8.1%	0.0%
7	携帯電話の使用を原則自由としていない	33	23	44	14	9	1	26.6%	18.5%	35.5%	11.3%	7.3%	0.8%
8	支援者と利用者の間に厚い信頼関係があれば、多少の体罰があっても問題にはならない	107	13	3	1	0	0	86.3%	10.5%	2.4%	0.8%	0.0%	0.0%
9	利用者からの要求や苦情を「対応しきれない」と言って取り上げない	80	27	10	33	4	0	64.5%	21.8%	8.1%	2.4%	3.2%	0.0%
10	介護等の支援をしながら「面倒だな」と言う	114	5	4	1	0	0	91.9%	4.0%	3.2%	0.8%	0.0%	0.0%
11	緊急時のコールを「まだだ」と言って無視する	118	3	1	2	0	0	95.2%	2.4%	0.8%	1.6%	0.0%	0.0%
12	利用者の他の利用者への他害行為があっても「集団生活の場だから仕方ない」と考える	71	33	13	5	1	1	57.3%	26.6%	10.5%	4.0%	0.8%	0.8%
13	歯科治療の要求に対して次の決められた診察日まで待つように言う	39	27	29	17	12	0	31.5%	21.8%	23.4%	13.7%	9.7%	0.0%
14	利用者から要求があっても「今忙しいから」とあとまわしにしておく	80	36	5	3	0	0	64.5%	29.0%	4.0%	2.4%	0.0%	0.0%
15	利用者から「朝食にポテトチップスやシュークリームを食べたい」という要望を受けたら、その通りにすることが利用者主体の原則である	57	39	23	3	2	0	46.0%	31.5%	18.5%	2.4%	1.6%	0.0%
16	利用者に性的いたずらをする	121	2	1	0	0	0	97.6%	1.6%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%
17	職員やボランティアに恋愛感情を表現すると「いやーね」と言う	46	28	39	8	3	0	37.1%	22.6%	31.5%	6.5%	2.4%	0.0%
18	利用者が性的な表現や行動をとることをひたすら禁止する	38	35	34	14	3	0	30.6%	28.2%	27.4%	11.3%	2.4%	0.0%
19	障害のある人の利用する施設や職場で恋愛を禁止しても差し支えない	37	26	46	10	5	0	29.8%	21.0%	37.1%	8.1%	4.0%	0.0%
20	大勢の人の前で排泄や入浴の介助を行う	97	15	11	1	0	0	78.2%	12.1%	8.9%	0.8%	0.0%	0.0%
21	利用者によって露骨に態度を変える	119	1	2	1	0	1	96.0%	0.8%	1.6%	0.8%	0.0%	0.8%
22	「仕事ができないなら不満や要求を言な」と言う	100	19	3	0	0	2	80.6%	15.3%	2.4%	0.0%	0.0%	1.6%
23	行事やクラブ活動への参加を強制する	56	47	13	6	1	1	45.2%	37.9%	10.5%	4.8%	0.8%	0.8%
24	事故防止のために、事業者の判断で監視カメラを設置する	41	32	30	15	5	1	33.1%	25.8%	24.2%	12.1%	4.0%	0.8%
25	利用者が楽しみにしている行事や買い物について、「作業やに日課にきっちり取り組まないなら連れて行かないよ」と言う	54	28	20	20	2	0	43.5%	22.6%	16.1%	16.1%	1.6%	0.0%
26	発達検査結果で3歳代の知的障害のある成年には「ちゃん」づけで呼んでも構わない	54	26	30	11	3	0	43.5%	21.0%	24.2%	8.9%	2.4%	0.0%
27	「あなたの親や家族はどうなっているの」と他人のいる前で嫌味を言う	121	2	1	0	0	0	97.6%	1.6%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%
28	小額のお金なら管理ができる障害者にもそれをさせない	61	34	23	6	0	0	49.2%	27.4%	18.5%	4.8%	0.0%	0.0%
29	障害者名義の預貯金・収入・不動産等を、代理人の了解だけで処分する	100	13	9	1	1	0	80.6%	10.5%	7.3%	0.8%	0.8%	0.0%
30	障害者名義の預貯金・収入・不動産等を、本人への断りなしに処分する	114	5	4	1	0	0	91.9%	4.0%	3.2%	0.8%	0.0%	0.0%

注) 宗澤忠雄 他 障害者虐待防止 - その理解と防止のために - 中央法規出版 2012 P277を参考に集計したデータを筆者が編集

2 項目ごとの集計について

1) 身体的虐待・身体拘束・行動の制限について

【図 2】 身体的虐待・身体拘束・行動の制限

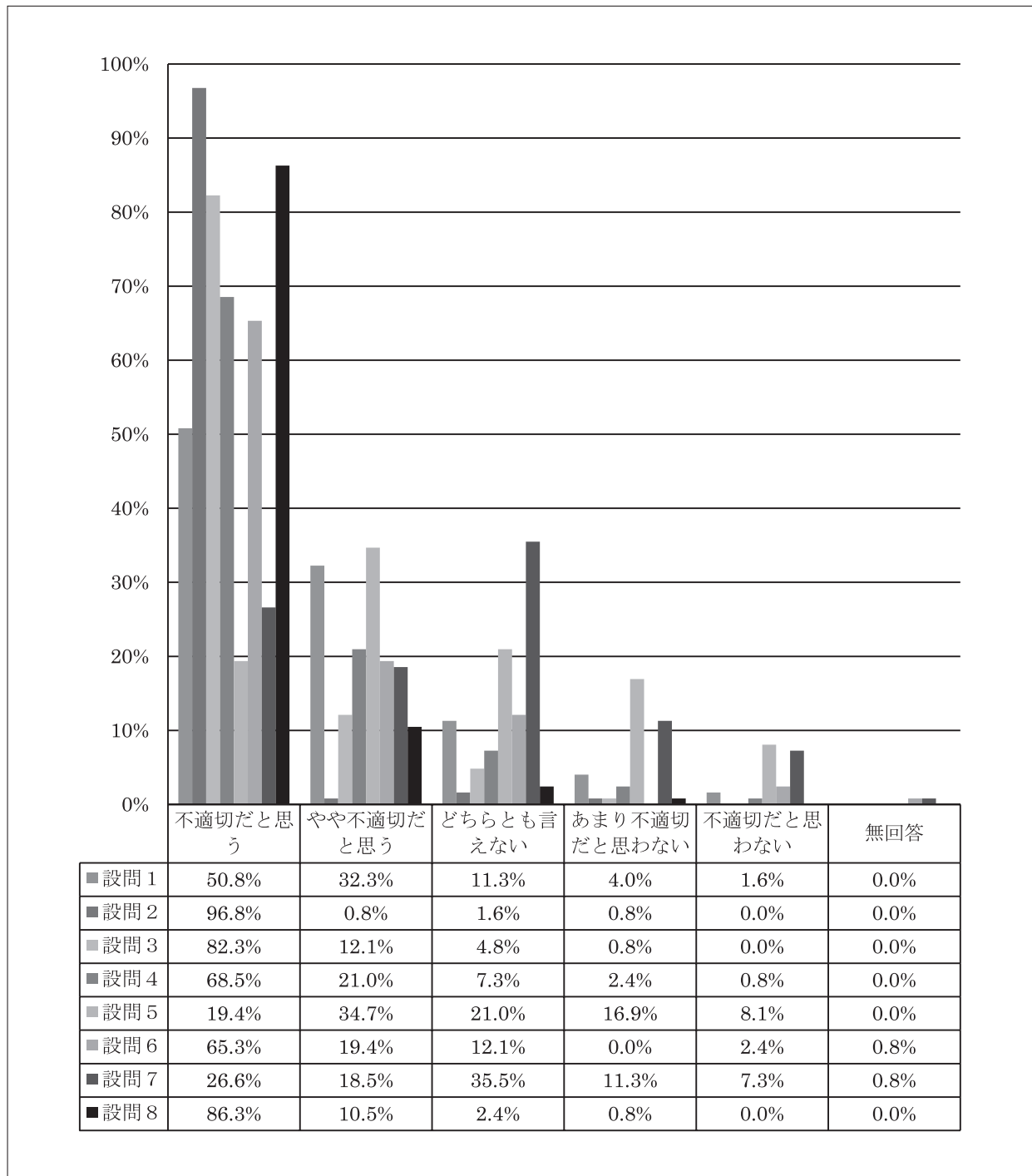


図2は、身体的虐待・身体拘束・行動の制限に関する項目である。この項目においては、設問2「排泄・入浴介護やオムツ交換のときに言うことをきかないからと、お尻や太腿をつねる」については、96.8%が「不適切だと思う」と認識している。

また、設問5「危険だからと事業者の判断でいつでも出入り口の鍵をかける」、設問7「携帯電話の使用を原則自由としていない」については、「不適切だと思う」と認識できた学生の割合はそれぞれ、19.5%、26.5%とかなり低い割合となった。

2) ネグレクトについて

【図3】 ネグレクト

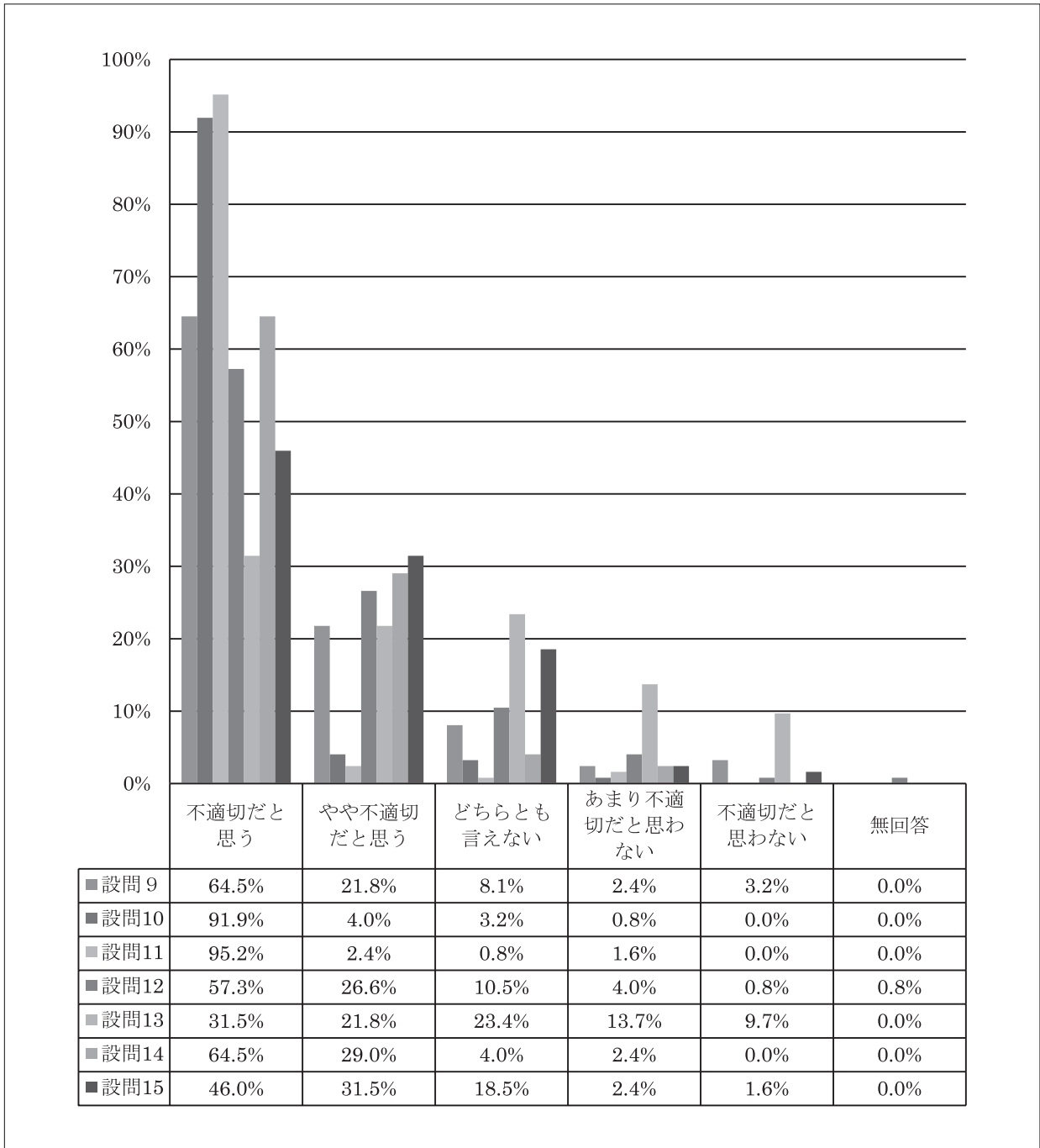


図3は、ネグレクトについての項目である。この設問では、設問10「介護等の支援をしながら「面倒だな」と言う」91.9%，設問11「緊急時のコールを「まだ」と言って無視する」95.2%が「不適切だと思う」と認識していた。設問13「歯科治

療の要求に対して次の決められた診察日まで待つように言う」では31.5%と低い割合であった。

3) 性的虐待について

【図4】性的虐待

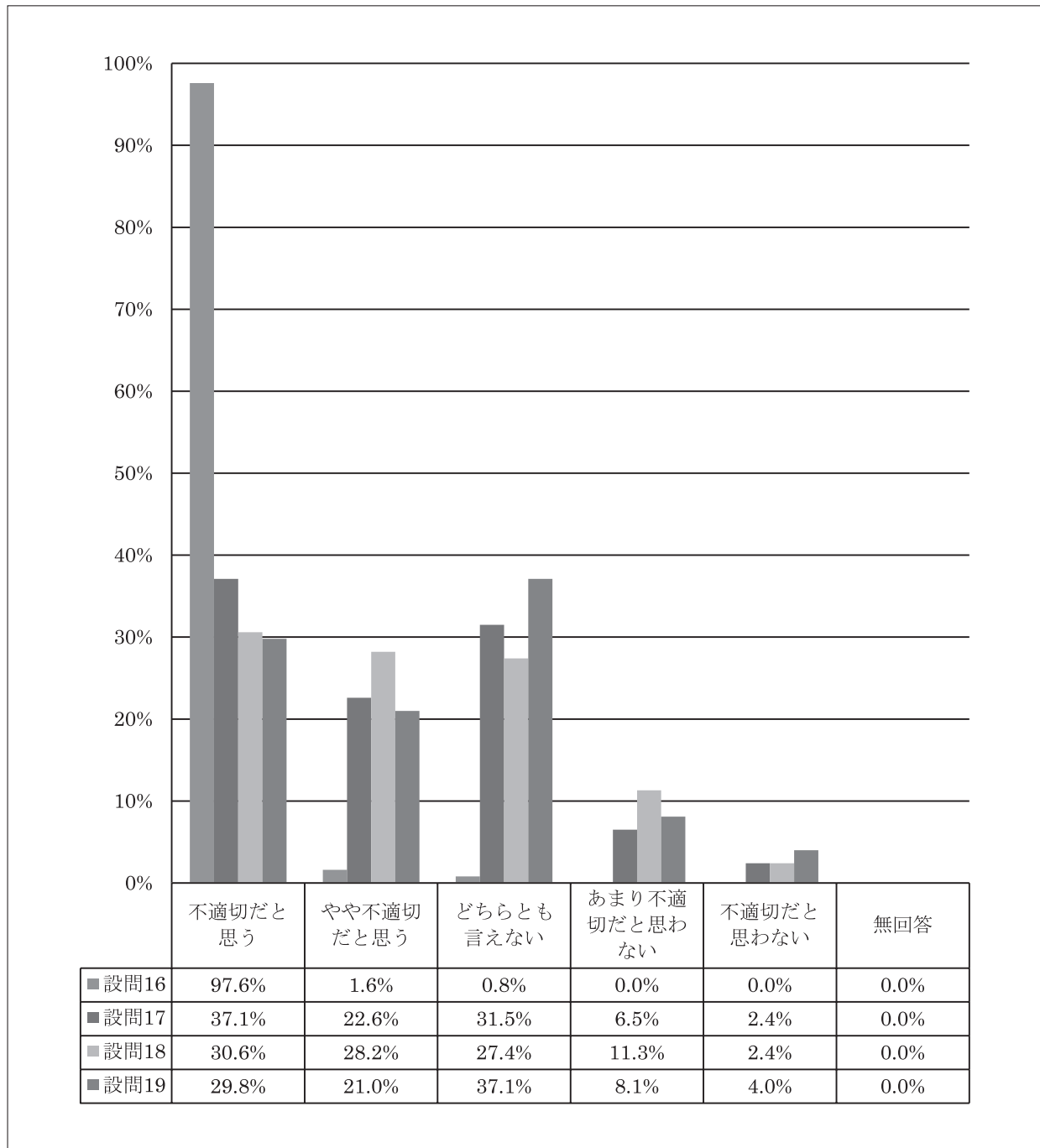


図4は、性的虐待についての項目である。この項目では、設問16「利用者に性的いたずらをする」では97.6%が「不適切だと思う」としているが、設問17「職員やボランティアに恋愛感情を表現すると「いやーね」と言う」37.1%、設問18

「利用者が性的な表現や行動をとることをひたすら禁止する」30.6%、設問19「障害のある人の利用する施設や職場で恋愛を禁止しても差し支えない」29.8%と低い割合となった。

4) 心理的虐待について

【図 5】 心理的虐待

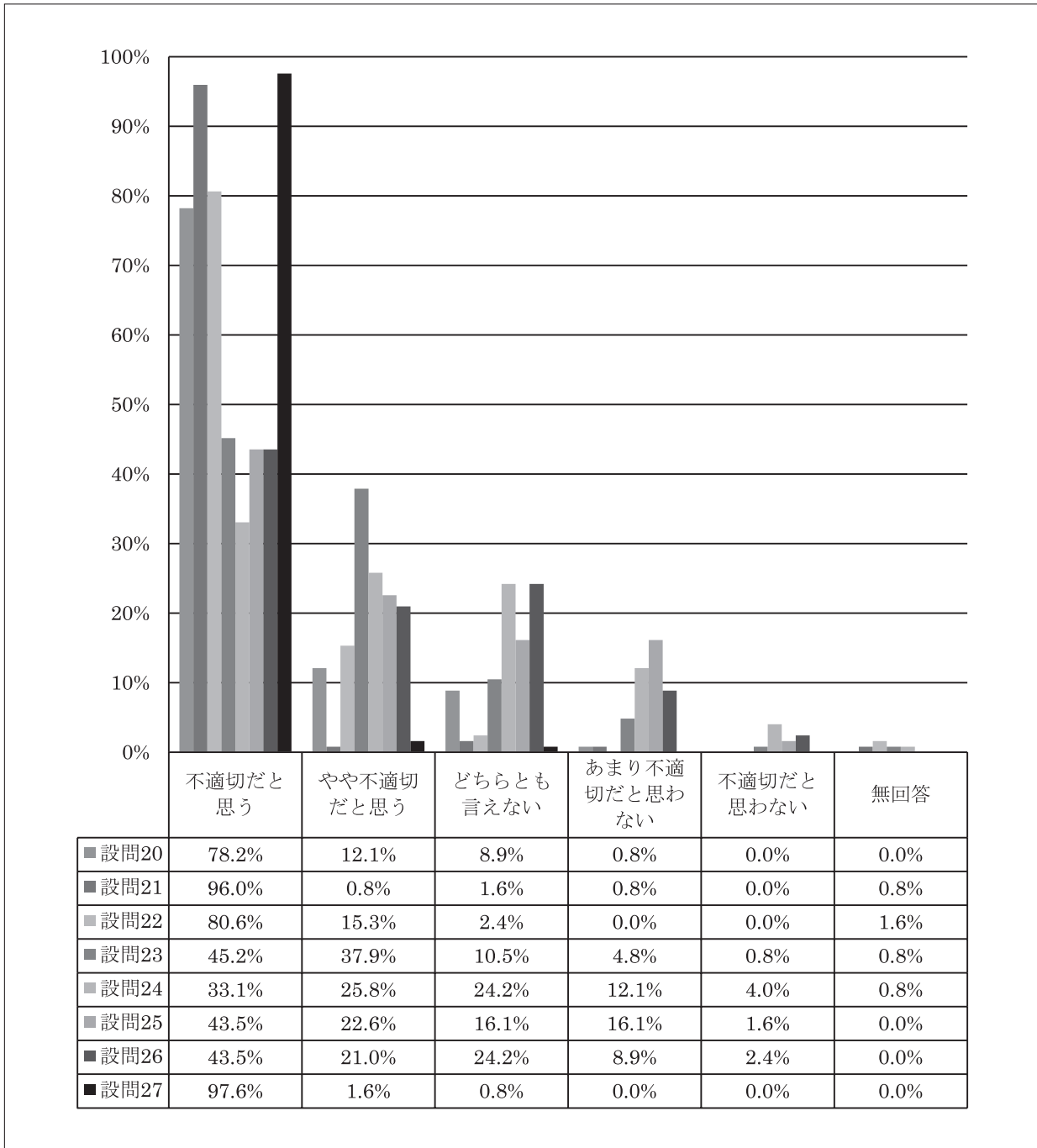


図5は、心理的虐待についての設問である。この項目では、設問21「利用者によって露骨に態度を変える」96.0%，設問27「あなたの親や家族はどうなっているの」と他人のいる前で嫌味を言う」97.6%と高い割合となっている。

また、設問24「事故防止のために、事業者の判断で監視カメラを設置する」33.1%と低い割合となっている。

5) 経済的虐待について

【図 6】 経済的虐待

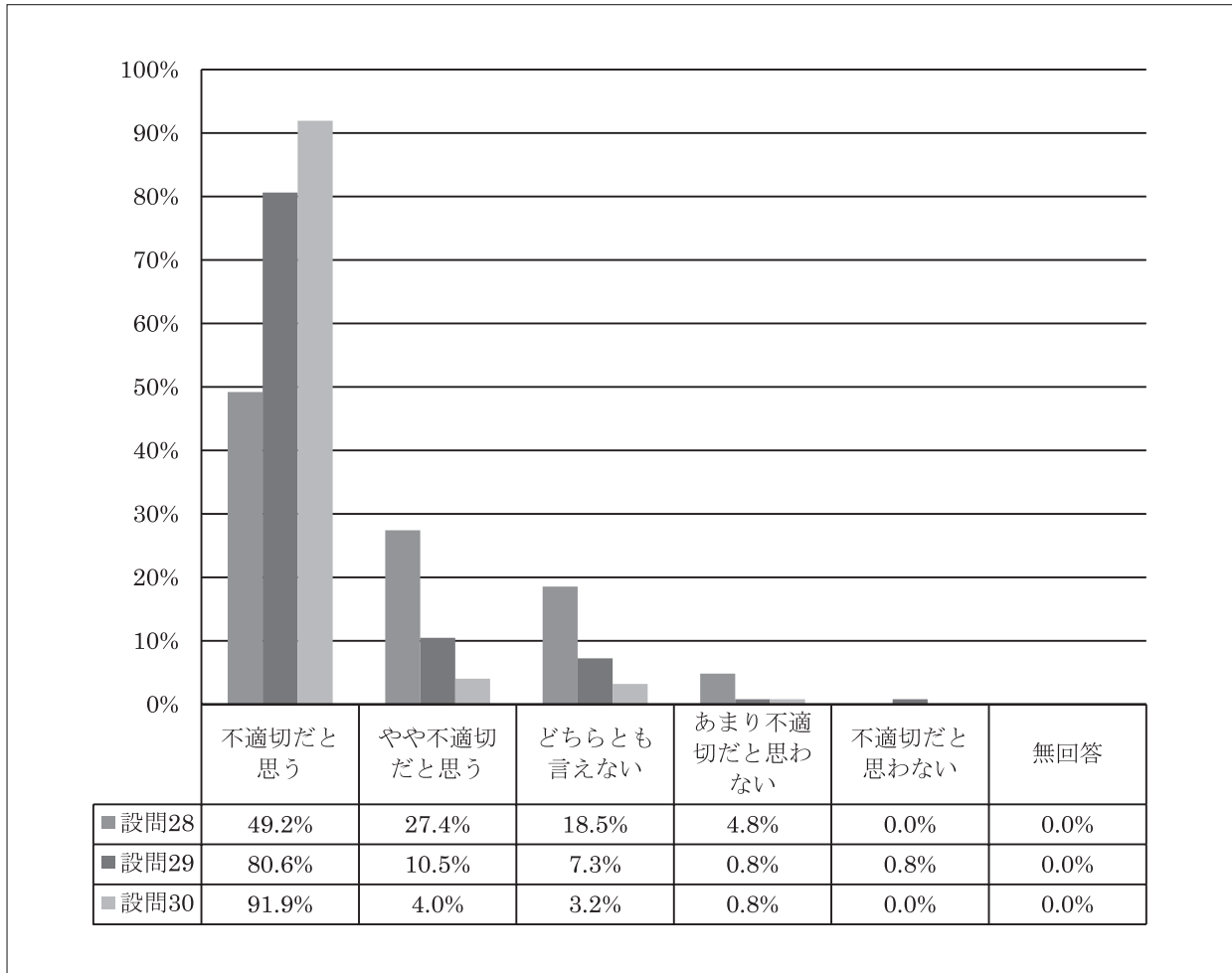


図6は、経済的虐待についての項目である。設問30「障害者名義の預貯金・収入・不動産等を、本人への断りなしに処分する」は91.9%と高い割合であった。対して、設問28「小額のお金なら管理ができる障害者にもそれをさせない」は49.2%と半数に満たなかった。

IV. 考察

このチェックリストでは、全ての質問項目が虐待と認識されているものであり、「不適切だと思う」を選択することが望ましいとされているが、結果を見てみると全員が「不適切だと思う」を選択した項目は1つもなかった。

また、9割を超えて「不適切だと思う」すなわち「虐待ある」との認識ができていた項目は30項目中わずか7項目であった。

虐待の認識が高かった上位5つの項目は、設問16「利用者に性的いたづらをする」が98.3%と最も高く、ついで設問21「利用者によって露骨に態度を変える」、設問27「あなたの親や家族はどうなっているの」と他人のいる前で嫌味をいう」が97.5%、設問2「排泄・入浴介護やオムツ交換のときにいうことをきかないからと、お尻や太腿をつねる」が96.6%、設問11「緊急時のコールを「まだだ」といって無視する」が94.9%であった。

(虐待であると認識できた上位7項目(9割以上が認識))

3. 性的虐待

設問16「利用者に性的いたづらをする」・・・
98.3%

4. 心理的虐待

設問21「利用者によって露骨に態度を変える」・・・97.5%

設問27「あなたの親や家族はどうなっているの」と他人のいる前で嫌味を言う」・・・97.5%

1. 身体的虐待・身体拘束・行動の制限

設問2「排泄・入浴介護やオムツ交換のときに言うことをきかないからと、お尻や太腿をつねる」・・・96.6%

2. ネグレクト

設問11「緊急時のコールを「まだだ」と言って無視する」・・・94.9%

5. 経済的虐待

設問30「障害者名義の預貯金・収入・不動産等を、本人への断りなしに処分する」・・・92.4%

2. ネグレクト

設問10「介護等の支援をしながら「面倒だな」と言う」・・・91.5%

これら虐待の認識が高かった項目に対して、虐待の認識が低かった項目の上位5つは以下のとおりであった。

1. 身体的虐待・身体拘束・行動の制限

設問5「危険だからと事業者の判断でいつでも出入り口の鍵をかける」・・・19.5%

設問7「携帯電話の使用を原則自由としていない」・・・26.3%

2. ネグレクト

設問13「歯科治療の要求に対して次の決められた診療日まで待つように言う」・・・32.2%

3. 性的虐待

設問18「利用者が性的な表現や行動をとることをひたすら禁止する」・・・32.2%

4. 心理的虐待

設問24「事故防止のために、事業者の判断で監視カメラを設置する」・・・33.9%

この5項目については、直前で行った幼稚園実習等での経験から、監視カメラの設置や不審者対策のために行っていた門の施錠、事故防止対策などから、不適切な処遇であるとの認識が低くなったと考えられる。

V. 結論

今回のアンケート調査で、虐待の認識が5割に

満たない項目が11項目あり、改めて障害児・者に対する人権や権利について学習する必要があるといえる。特に虐待の認識が低かった5項目に関しては、授業内で学んでいる内容「仕事の流れ、職員の勤務体制、利用者の安全管理」などから学生自身が判断していることを考えると、指導方法などに工夫が必要であるといえる。

今回のアンケート調査集計は、あくまで単純集計を行ったものであり、詳細についての集計結果の精査する必要がある。今後の課題として、さらに研究を進めていきたい。

謝辞

今回、アンケートに協力してくださった学生、調査票等の集計に協力してくださった関係者各位に深く感謝申し上げる。

参考文献

高齢者処遇研究会 福祉系教育校における高齢者の人権教育等に関する実態調査 2001

坂田伸子 実習生が感じた利用者への不適切と思われる対応とそのときの対処行動について～実習生アンケートから～東洋大学社会学部紀要 第44-1号 2006

市川和彦 施設内虐待～なぜ援助者が虐待に走るのか～ 誠信書房 2000

市川和彦 続施設内虐待～克服への新たな挑戦～ 誠信書房 2002

日本知的障害者福祉協会人権・倫理委員会 施設長（管理者）虐待防止アンケート結果 日本知的障害者福祉協会 2014

1 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 平成23年法律第79号 第1章第1条

2 厚生労働省 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応 2016 P2

3 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 平成23年法律第79号 第1章第2条

4 宗澤忠雄 他 障害者虐待防止 - その理解と防止のために - 中央法規出版 2012 P277